

市民目線で「寄り添い型」の支援を ～市民後見人～

成年後見制度は平成12年4月に施行され、近年、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。そこで、新たな担い手として注目されているのが「市民後見人」です。

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職では難しい市民目線での支援が期待されています。

★市民後見人になるには

まずは、自治体が実施する研修を受講し、後見人としての活動をするための知識を身につける必要があります。成年後見制度の基礎知識を学ぶ基礎研修、実際の支援の流れや具体的な手続きを学ぶ実践研修を受講して各講座のレポートを提出していただき、面接を経て市民後見人候補者・法人後見支援員名簿に登録します。

市民後見人候補者・法人後見支援員として登録された方は、その後、フォローアップ研修(年6回)等の研修機会や法人後見支援員としての活動を通し、知識を深めていきます。

最終的に、家庭裁判所から選任されると市民後見人として活動することができます。市民後見人としての活動が始まっても、社会福祉協議会が監督人としてバックアップしながらご本人の生活を支えます。

